

水上中学校教育情報ネットワーク 利用ガイドライン

平成16年10月24日 水上町立水上中学校

1 目的

このガイドラインは、水上町立水上中学校教育情報ネットワークにおけるコンピュータネットワーク（以下「ネットワーク」という）の管理運営について必要な事項を定める。また、インターネットを活用した教育活動の展開に係る個人情報保護に関して必要な事項について指針を示し、生徒及び教職員等関係者（以下、「生徒等」という）の情報活用能力の育成と向上を図り、教育活動全般にわたってより豊かで充実した環境を創造することを目的とするものである。

2 インターネットの利用

水上町立水上中学校（以下、「学校」という）におけるインターネットの利用は、次に掲げるとおりとする。

1. 学習成果等の発表及び学習に関する情報の発信
2. 学習の指導、助言及び学習に関する情報の受信
3. 教育及び学習に関する情報の検索及び収集
4. 国内外の学校等との交流の教育及び学習の過程における情報交換
5. 学校経営に関する情報の交換
6. その他、教育及び学習を目的とする利用

3 運用責任者

校長は、適正なインターネットの利用を図り、生徒等の個人情報保護や、校内システムの管理及びセキュリティの確保に努めるため、学校に運用責任者（主に、「情報教育主任」とする）を置くものとする。

4 運用責任者の業務

運用責任者は、インターネットの適正利用を図るため、次のことを行う。

1. 学校のネットワーク及びネットワークに接続されている機器の管理及び運用
2. 生徒等へのインターネットを利用した情報の発信及び受信に係る指導及び利用支援
3. インターネットに接続するためのメールアドレス及びパスワードの管理及び漏洩防止
4. 学校のホームページの作成及び管理
5. 情報発信に係るデータの管理及びバックアップ
6. 不要となった個人情報の破棄及び消去
7. 学校で受信及び発信した電子メールの適正な管理及び処理
8. 学校のネットワーク及びインターネットの利用状況の把握及び障害発生時の対応

5 ネットワーク運用委員会

校長は、ネットワークを適正かつ円滑に運用するため、ネットワーク運用委員会（以下、「運用委員会」という）を設置し、ネットワークの運営を行う。

運用委員会の委員は、校長及び運用責任者と、運営委員（教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事）とする。

6 運用委員会の業務

運用委員会は、校長の指示を受けて次に掲げる業務を行う。

1. インターネットの適正かつ効果的な利用に関する研修
2. 情報の発信の承認に係る協議と校長への具申
3. インターネットを利用して受発信したデータの更新及び削除に関する業務
4. 学校のネットワークの運用及び管理

7 インターネット利用における個人情報保護の基本的な考え方

学校における教育活動で、インターネットを活用するに当たっては、生徒等の個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ）の保護に努めなければならない。

また、学校のサーバ等に収集される個人情報及びインターネット上に提供される個人情報については、生徒等が情報を収集・選択したり、積極的に発信したりするための基礎的な能力の育成や、多方面の分野からの情報収集による教育の資質の改善・充実を図るという目的にのみ利用し、当該目的以外の利用及び提供は行わないものとする。

8 個人情報の発信について

（1）個人情報の発信に関する基本的な考え方

個人情報をインターネットを利用して発信する場合には、原則として本人の同意（取り扱う内容によっては保護者の同意）に基づいて発信するものとする。

個人情報の発信に当たっては、上述のインターネットの教育における活用の目的を達成するために必要不可欠であると校長が認める場合に限ることとし、個人の権利・利益の侵害の防止を図る。

（2）範囲と扱い方

ア. 氏名

生徒等の作品等に付す場合など、インターネットの教育活用の目的を達成するために必要がある場合には、扱うことができるものとする。

イ. 肖像（写真等）

生徒等の写真については、集合写真とするなど、個人が特定できないよう配慮する。ただし、インターネットの教育利用の目的を達成するために必要がある場合には、本人の同意（取り扱う内容によっては保護者の同意）を得た上で、これを扱うことができるものとする。

ウ. 作品

生徒等の作品等については、教育活動の過程において作成、製作されたもの、各種研究会、発表会、展覧会等に応募されたものや発行された冊子類に掲載されたものについて、本人の同意（取り扱う内容によっては保護者の同意）を得た上で、これを扱うことができるものとする。

エ. 意見・考え等

生徒等の意見・考え等については、教育上の効果を期待できる範囲について、本人の同意（取り扱う内容によっては保護者の同意）を得た上で、これを扱うことができるものとする。

（3）著作権の保護

第三者の著作物をインターネットにより発信する場合、原則として著作者の許諾を得た上で、これを行うものとし、生徒等が作成した情報を発信する場合も本人の同意に基づき発信するものとする。

（4）不要となった個人情報の廃棄

インターネットの教育活用の目的を達成するために使用された個人情報は、その目的が達成された時点で確実に廃棄されなければならない。

ホームページ等に記載された個人情報にあつては、その使用目的が達成されたか否かにかかわらず、原則として年度末に廃棄又は更新するものとする。

9 受信した個人情報の扱い

（1）目的外利用の禁止

インターネットを利用して入手した情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用、提供又は複製してはならない。

（2）著作権の保護

インターネットにより収集した情報については、著作権法及び関連法規を遵守し、適正な利用を行う。

10 安全保護への対応

(1) 利用に当たっての指導

生徒等がインターネットを利用する場合は、原則として教職員の指導のもとで行うものとし、利用に当たって次に掲げる点について指導するものとする。

- ア. プライバシー、個人情報、著作権保護等への配慮を行うなど、インターネット利用上のモラルに関すること
- イ. インターネットの特性を考慮した有害情報の取り扱い等、情報倫理教育に関すること
- ウ. その他、利用に当たっての管理及びセキュリティーに関すること

(2) 研修

校長は、教職員に対し、次の内容について、インターネット利用の際の指導に関わる研修等を積極的に実施するとともに、校外（関係機関外）における研修会等に参加させ、インターネットの適正な利用に努めるものとする。

- ア. 水上中学校教育情報ネットワーク利用ガイドラインの内容及び各種サービスの利用に関すること
- イ. インターネット利用におけるプライバシー、個人情報、著作権等の保護に関すること
- ウ. インターネット利用に関する情報倫理教育に関すること
- エ. インターネットを教育上利用するに当たっての必要な管理、セキュリティーに関すること
- オ. その他、水上中学校情報教育ネットワークの利用に関すること

11 その他

インターネットの教育利用に係る個人情報保護に対する必要な事項のうち、このガイドラインに示されていないものについては、運用委員会での協議によるものとする。

附則 このガイドラインは、平成16年10月24日から施行する。